

(4) フランス

1) 沿革

1977年、犯罪被害者補償制度が導入される。

2) 行政機関

管轄は司法省であるが、全仏被害者援助仲裁機関 I N A V E M (Institut National d' Aide aux Victimes Et de Mediation)に支援業務を委託している。

3) 民間被害者支援団体

① I N A V E M (Institut National d' Aide aux Victimes Et de Mediation)

■主な活動内容

- 司法省の委託を受け、全国から電話を受け付け、相談員 (ecoutant) と上級相談員 (ecoutant referent) が応対し、身近な加盟機関や関係機関を紹介する。相談員と上級相談員は下記のように役割分担している。

相談員 (ecoutant)	<ul style="list-style-type: none"><li>直接被害者から電話相談を受ける有給のスタッフ</li><li>臨床心理、法務、社会福祉関係の学位を有する者が多い</li><li>INAVEM の行う 1ヶ月程度の研修を受けなければならない</li></ul>
上級相談員 (ecoutant referent)	<ul style="list-style-type: none"><li>専門性の高い知識を有する</li><li>相談員のスーパーバイズを行う</li></ul>

加盟機関や関係機関に関する情報はデータベース化（相談員はデータを閲覧し、電話相談に対応できる）され、裁判所、警察、病院等と密接な連携を図って助言を行う等、心理的に被害者を支援する。たとえ被害者が事件に遭った場所から引っ越ししたとしても加盟機関間で連絡体制を作れるよう仲介し、機関間における情報のギャップ等を防ぐ。なお、集団被害の場合には、被害者が地理的に分散してしまうので、各被害者の地元の加盟機関に対し支援を行うよう指令を出す。

- 被害者自身の権利について情報提供する。
- 刑事告訴の実行と調停を支援する。

■研修制度の特徴

INAVEMではボランティアの養成を請け負う。支援者の活動レベルに応じて、細かい項目に分け、講座を開いている。INAVEM会員を対象とした特別養成講座なども行っている。